

佐賀県告示第 108 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 27 年 3 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 みやき町
- 2 事業の種類 みやき町防災センター・行政棟整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 三養基郡みやき町大字東尾字一本杉及び字西尾地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、三養基郡みやき町大字東尾字一本杉及び字西尾地内における 11,059.84 平方メートルの土地を起業地とする、みやき町防災センター・行政棟整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 19 号に掲げる「市町村が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）によつて設置する消防の用に供する施設」に関する事業、同条第 20 号に掲げる「都道府県又は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）による水防管理団体が水防の用に供する施設」に関する事業及び同条第 31 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成された「みやき町地域防災計画」により防災拠点施設を整備し、みやき町の議会全員協議会から提言された防災センター・行政棟複合施設を建設する事業であり、財源措置も講じられていることから、起業者であるみやき町は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

みやき町は、平成 17 年 3 月に中原町、北茂安町及び三根町が合併し、合併以来、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展を図るため「新町建設計画」に基づき様々な事業に取り組み、住民サービスの向上や事務の効率化、迅速化を図っているところである。

しかしながら、阪神淡路大震災や東日本大震災等、全国各地で人々の生命や財産を脅かす災害が発生しており、みやき町を横断する「佐賀平野北縁断層帯」による災害が懸念されている。町民の安全及び安心を守るため、想定外の災害に対応するための防災事業の必要性を認識しているが、災害時に危機管理の拠点となる施設や町民が安心して避難できる施設が少なく、一時的に公民館等を活用している状況であり、建設から 54 年を経過した本庁舎は老朽化しており、耐震性能不足が懸念される。

また、施設整備の遅れにより、災害対策基本法上の要請である、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進が図られず、行政の責務として、許容しがたい現状にある。

本件事業の施行により、災害対策本部、危機管理室、一時避難所、備蓄倉庫、消防車格納庫、水防用資材置場、緊急車両の活動拠点や避難場所となる防災広場などを設置し、災害時には防災拠点として、平常時には町民への災害全般に対する啓発及び防災学習施設として活用されることとなる。本件事業により建設される施設は、みやき町の防災及び災害対策の拠点となる防災機能と行政機能を併せ持つ複合施設であり、町民の安全及び安心な生活を守り住民サービスの向上に寄与することが見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）に基づく環境影響評価の対象外の事業であるが、当該起業地周辺部には佐賀県が発行している「佐賀県レッドリスト」に掲載されている野生植物ガガブタやヒメコウホネ等の生育地域となっているため、任意調査を行った結果、その生育及び生息は確認されなかった。本件事業の施行に伴う当該動植物への影響は極めて少ないと認められる。

なお、本件事業の施行に当たっては、汚水及び生活雑排水については既設の公共下水道に接続し処理を行い、外溝工事の中で緑地帯を設けることや駐車場の一部を緑化ブロックにすることで雨水の地中への浸透を促し、周辺水路への流出を最小限に止めるよう計画されており、周辺環境への影響は軽微なものと認められる。

また、本件起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業により整備される敷地面積は、必要とする設備の規模や利用形態を踏まえ計画されており、他候補地との比較においても適切なものと認められる。

本件起業地については、立地条件、交通の利便性、事業費等を考慮した三つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、立地条件及び交通の利便性等が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

現みやき町庁舎は老朽化しており耐震性能不足が懸念されることから、災害発生時はもちろん平常時においても行政機能を十分に確保するため、防災機能と行政機能を併せ持つ複合施設の整備が急務であり、本件事業を早期に施行する必要性があると認められる。

また、地元自治会から早期実現を求める要望書も提出されている。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

みやき町役場総務部企画総合政策推進室